

東洋大学大学院紀要に関する要領

(趣向)

第1条 大学院紀要（以下「紀要」という）は、教員および学生の真摯な学問的成果を發表することを主な目的として発行する。

(発行)

第2条 紀要は、毎年1回発行する。

(応募資格)

第3条 応募資格は、次に該当する者とする。

- (1) 大学院担当の専任教員
- (2) 研究指導教員の推薦を得た大学院学生および大学院修了者（満期退学者を含む）
- (3) 本学大学院を担当し退職した元専任教員で、年次刊行物編集委員会が認めた者
- (4) 大学院所属の客員教員および大学院研究科が招聘した学外研究者

(掲載)

第4条 紀要は、次に該当するものを掲載する。

- (1) 研究論文、総説等で他の刊行物に未發表のもの（和文または英文）。
- (2) 学協会、研究会等での講演、口頭発表の要旨。
- (3) その他年次刊行物編集委員会が適当と認めたもの。

(年次刊行物編集委員会の審議決定事項)

第5条 年次刊行物編集委員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 投稿論文等の掲載可否
- (2) 発行に関する事項
- (3) その他紀要発行に必要な事項

(論文原稿文字数)

第6条 応募できる論文文字数は、次による。

- (1) 第3条(1)の該当者については32,000字以内（図表等を含む）を原則とする。
- (2) 第3条(2)、(3)および(4)の該当者については16,000字以内（図表等を含む）を原則とする。ただし、博士後期課程在学中の大学院生は24,000字以内（図表等を含む）を原則とする。

(不正行為の防止)

第7条 応募者は次の事項を遵守し、不正行為の防止に努める。

- (1) 東洋大学研究倫理規程の遵守
- (2) 二重投稿の禁止

(事前同意事項)

第8条 応募者は次の事項に同意し、紀要論文を応募する。

- (1) 不正判定支援ソフト等を使用すること。
- (2) 研究倫理上、論文が不適切であることが判明した場合、過去に遡った掲載の取り消しをすること。

(事務の取り扱い)

第9条 この事務の取り扱いについては、教務部大学院教務課がこれにあたる。

(改正)

第10条 本要領の改正は、年次刊行物編集委員会の議を経て行うものとする。

付則

1. 論文の提出要領については、別途定める。
2. この要領は、平成6年4月1日から施行する。

改正 平成26年4月1日

平成27年4月1日

平成30年4月1日

平成31年4月1日